

議案第9号

教育委員会専決規程中改正について

教育委員会専決規程（昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月5日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会専決規程の一部を改正する規定

別表第2第1項の表市内出張命令（注2参照）の項及び市外出張命令（注2

参照）の項中 「1 所属職員」 を「所属職員」に改め、同表任免（注4参照）の項中 「2 非常勤嘱託員」

を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表

第2項の表市内出張命令（注2参照）の項中 「1 館長、所属職員」 を「館長、所属職員」に改め、同表市外出張命令（注2参照）の項中 「2 所属職員」

を「2 所属職員」に改め、同表任免（注4参照）の項中 「非常勤嘱託員」

を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第3項の表任免（注4参照）の項中 「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表

第4項の表市内出張命令（注2参照）の項中 「1 課長、所属職員」 を「課長、所属職員」に改め、同表市外出張命令（注2参照）の項中 「2 所属職員」

を「2 所属職員」に改め、同表任免（注4参照）の項中 「非常勤嘱託員」

を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第5項の表市内出張命令（注2参照）の項中 「1 所長、所属職員」 を「所長、所属職員」に改め、同

表市内出張命令（注2参照）の項中 「2 非常勤嘱託員」

を「所長、所属職員」に改め、同表市内出張命令（注2参照）の項中 「1 所長、所属職員」 を「所長、所属職員」に改め、同

表市内出張命令（注2参照）の項中 「2 非常勤嘱託員」

表市外出張命令（注 2 参照）の項中 「2 所属職員」 を「2 所属職員」
3 非常勤嘱託員」

に改め、同表任免（注 4 参照）の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第 6 項の表任免（注 4 参照）の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表注に関する部分第 4 項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

（提案理由）

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、
所要の条文整備を行うため。

(専決事項)

第2条 部長等は、別表第1から別表第3までに定める決裁事項について、専決することができる。

別表第2(第2条関係)

共通事務(人事事項)

1 教育委員会事務局

専決事項 \ 決裁区分	部長	課長
専決事項		
休暇・欠勤承認	1 部長の1日以内 2 課長	所属職員
遅参・早退・その他 サービス承認	部長、課長	所属職員
週休日の振替・代休 日の指定	部長、課長	所属職員
時間外勤務・休日勤 務・夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参 照)	1 部長、課長 2 附属機関の委員等	1 所属職員 2 非常勤嘱託員
市外出張命令(注2参 照)	1 部長の1日以内 2 課長 3 附属機関の委員等	1 所属職員 2 非常勤嘱託員
海外出張命令(注3参 照)	係長又は主査以下の職員	任用
任用(注4参照)	職により任命する委員及 び非常勤嘱託員の任用	臨時職員の任用 会計年度任用職員
特殊な身分証票の交 付	全般	

↑ 特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)

2 中央図書館

専決事項 \ 決裁区分	教育総務部長	館長
専決事項		
休暇・欠勤承認	館長の1日を超える期間	1 館長の1日以内

		2 所属職員
遅参・早退・その他 サービス承認	館長	所属職員
週休日の振替・代休 日の指定	館長	所属職員
時間外勤務・休日勤 務・夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参 照)		1 館長、所属職員 2 非常勤嘱託員
市外出張命令(注2参 照)	館長の2日以上	1 館長の1日以内 2 所属職員 3 非常勤嘱託員
海外出張命令(注3参 照)	係長又は主査以下の職員	
任免(注4参照)	職により任命する委員及 び非常勤嘱託員の任免	臨時職員の任用 ↑ 会計年度任用職員 ↓ 任免

↑ 特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）

3 北図書館、南図書館、児童図書館及び万代会館

専決事項	教育総務部長	中央図書館長 生涯学習課長	館長
休暇・欠勤承認		館長の1日を超え る期間	1 館長の1日以内 2 所属職員
遅参・早退・そ の他サービス承認		館長	所属職員
週休日の振替・ 代休日の指定		館長	所属職員
時間外勤務・休 日勤務・夜間勤 務命令		館長	所属職員
市内出張命令(注 2参照)			館長、所属職員
市外出張命令(注 2参照)		館長の1日を超え る期間	1 館長の1日以内 2 所属職員

海外出張命令(注3参照)	館長以下の職員		
任免(注4参照)	職により任命する委員及び非常勤嘱託員の任免	臨時職員の任用	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[任免]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[会計年度任用職員]</div>

↑ [特別職の非常勤職員 (附属機関の委員を除く。)]

4 自然・人文博物館及び美術館

専決事項 \ 決裁区分	教育総務部長	課長
休暇・欠勤承認	課長の1日を超える期間	1 課長の1日以内 2 所属職員
遅参・早退・その他服務承認	課長	所属職員
週休日の振替・代休日の指定	課長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参照)		1 課長、所属職員 2 非常勤嘱託員
市外出張命令(注2参照)	課長の2日以上	1 課長の1日以内 2 所属職員 3 非常勤嘱託員
海外出張命令(注3参照)	係長又は主査以下の職員	
任免(注4参照)	職により任命する委員及び非常勤嘱託員の任免	臨時職員の任用 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[任免]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[会計年度任用職員]</div>

↑ [特別職の非常勤職員 (附属機関の委員を除く。)]

5 教育研究所

専決事項 \ 決裁区分	学校教育部長	所長
休暇・欠勤承認	所長の1日を超える期	1 所長の1日以内

	間	2 所属職員
遅参・早退・その他服務承認	所長	所属職員
週休日の振替・代休日の指定	所長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参照)		1 所長、所属職員 2 非常勤嘱託員
市外出張命令(注2参照)	所長の2日以上	1 所長の1日以内 2 所属職員 3 非常勤嘱託員
海外出張命令(注3参照)	係長又は主査以下の職員	
任免(注4参照)	職により任命する委員及び非常勤嘱託員の任免	臨時職員の任用 ↑ [会計年度任用職員] 任免

↑ 特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）

6 教育情報システム室

決裁区分	教育総務部長	課長	室長
専決事項			
休暇・欠勤承認		室長の1日を超える期間	1 室長の1日以内 2 所属職員
遅参・早退・その他服務承認		室長	所属職員
週休日の振替・代休日の指定		室長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令		室長	所属職員
市内出張命令(注2参照)			室長、所属職員
市外出張命令(注		室長の1日を超える	1 室長の1日以内

